

# 学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちはいじめを しないさせない見逃さない ～

高島市立安曇小学校

令和8年4月

## 目 次

|     |                         |      |
|-----|-------------------------|------|
| I   | いじめ対策の基本的な考え方           | 1    |
| 1   | はじめに                    |      |
| 2   | いじめの防止等の対策に関する基本理念      |      |
| 3   | いじめの定義（法第2条より）          |      |
| 4   | いじめの認知                  |      |
| II  | 学校における施策                | 3    |
| 1   | 学校の基本的施策                |      |
| 2   | 学校の取組（別添1）              |      |
| 3   | いじめの防止等の対策のための組織（別添2）   |      |
| 4   | 行動計画および年間計画（別添3）        |      |
| 5   | 重大な事態への対処               |      |
| 6   | 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し      |      |
| 7   | 「学校いじめ防止基本方針」の全教職員による共有 |      |
|     | （別添1）学校の取組              | 4    |
| I   | 学校の取組                   |      |
| (1) | 教職員が一丸となって取り組む学校づくり     |      |
| (2) | いじめの防止と早期発見             |      |
| (3) | いじめが疑われる事案が起きた時の対処      |      |
| (4) | 職員研修の充実                 |      |
| (5) | 児童会の取組                  |      |
| 2   | 家庭との連携                  |      |
| (1) | 保護者と学校が一体となった学校づくり      |      |
| (2) | いじめへの対応                 |      |
| (3) | P T A活動の促進              |      |
| 3   | 地域との連携                  |      |
| (1) | 学校運営協議会との連携             |      |
| (2) | 地域への働きかけ                |      |
| 4   | いじめが疑われる事案が発生した際のフロー図   |      |
|     | （別添2）いじめの防止等の対策のための組織   | 8    |
|     | （別添3）行動計画および年間計画        | 9～10 |

## I いじめ対策の基本的な考え方

### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童にとって「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるものである。加えて、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性も、当然考えておかねばならない。

上記の趣旨を踏まえ、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭、その他の関係者と連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、以下のように、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。よって、いじめの防止等の対策として、第一に、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにし、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、第二に、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにし、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすものであり、許されない行為であることについて、児童全員が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 いじめの定義（法第2条より抜粋）

\*\*\*\*\*

1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

\*\*\*\*\*

#### 4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や学童の児童、塾やスポーツや文化クラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わる何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見적으로는けんかのように見えることでも、いじめられた児童が感じた被害性に着目しての判断が必要である。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるまでに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、「いじめられた」という児童の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校はその行為を行った児童に悪意がなかったことを十分加味し、対応する必要がある。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、触法行為として取り扱われるべきと認められ、早期に市や児童相談所・警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、加害者への教育的な配慮だけでなく、被害者の意向にも十分配慮したうえで、早期に市や児童相談所・警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

## Ⅱ 学校における施策

### 1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策等に取り組むこととする。

個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。

特に、そのいじめが触法行為として取り扱われるべきものと認められるときには、市や児童相談所・警察と連携して対処するものとする。

### 2 学校の取組

学校は、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(詳細は別添1に記載する)

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめの防止や早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。

(詳細は別添2に記載する)

### 4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見、および、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進することとする。

(詳細は別添3に記載する)

また、上記に関する計画の内容は、「いじめ防止対策委員会」が中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

### 5 重大な事態への対処

重大な事態(法28条)への対処については、市教育委員会へ報告した上で、事実関係を明確にするための調査など、法や国の基本方針に基づいた対処を行う。

### 6 「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し

「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即してより実効性の高い取組として機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」が中心となって点検し、必要に応じて見直すこととする。

### 7 「学校いじめ防止基本方針」の全教職員による共有

「学校いじめ防止基本方針」について、年度初めや必要に応じて、全教職員による共有を行う。

(別添1) いじめ防止安曇小学校の取組 学校いじめ防止基本方針より

## Ⅰ. 学校の取組

### (Ⅰ) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり（いじめの未然防止）

#### ①自尊感情や正義感、人権尊重の意識等の育成

全教職員が、年間を通して、いじめに関わる問題を含む具体的な場面を想定し、それに対応した指導法を準備し、事案が起きたときには好機を逃さず、毅然とした態度で指導し、児童の自尊感情や正義感、人権尊重の意識等を育成する。

#### ②わかる授業、魅力ある授業の創造

- ・わかる授業、魅力ある授業を通して、「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育む。
- ・授業の中で「学び合う場」を仕組む。  
ペアやグループで「話し合って深める」「書いてまとめる」等の言語活動の充実を図り、集団で学び合う機会を設ける。
- ・基礎学力の確実な定着、学習習慣の定着、教科学習の補完を図る。

#### ③道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育む。

また、特別活動の充実を図り、その体験を通して、「いじめを見抜き、正しく対処する力」や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。あわせて、スマホ教室などを実施し、情報モラル（インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む）を守る児童を育成する。

○道徳教育：中江藤樹の教えに学ぶ

- ・「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」等の心情を扱う教材を、11月頃に、学級単位で、年1～3時間程度行う。

○特別活動：児童会（運営委員会）が呼びかける「全校困り事アンケート～よりよい学校にするために～（仮）」に基づく課題の設定と、それを解決するための取組

- ・集団づくりを通して、「いじめに正しく対処する力」「豊かな人間関係を育む力」を育成する取組

例）児童会、各委員会、縦割り活動等から提案される「たてわり遊び」やさまざまな集会活動 いじめをなくす学級学年の取組

#### ④児童が互いに認め合い、相談できる集団づくり

毎月月初めの朝の時間に「まるふわタイム」を設定し、互いに一人ひとりの違いを認め合い、悩んだ時に友達が手を差し伸べてくれたり相談に応じてくれたりする、温かい雰囲気になった学級集団づくりに努める。「クラスの安心ルール」を年度当初に作成し、学期に1回振り返りの時間を設定する。

#### ⑤児童との信頼関係づくり

担任をはじめ全教職員は、児童が自分の悩みを日頃から教職員に相談できるように信頼関係づくりに努める。

#### ⑥児童による主体的な活動の展開

学級活動や児童会活動等において、いじめ対策にかかる人権集会やいじめ根絶強化週間を設けるなどして、児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行う。

## (2) いじめの早期発見

### ①些細な変化を見逃さない取組

児童の些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

### ②児童へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回以上実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫して、的確な把握に努める。また、ふれあい週間を設定し、児童の不安や気になることを聞く機会とする。

### ③教育相談の実施

教育相談を定期的実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を共感的に理解するよう努める。また、担任だけでなく多くの教職員が関わり、多面的に対処できるような教育相談の工夫を行う。

### ④「情報交換会」の実施

児童の些細な変化や悩みについても情報を共有できるように、児童の記録や最近の気になる行動等を整理し、それらをもとに「情報交換会」を全職員で定期的に行うことにより、組織的な指導、支援を行う。

(放課後の打ち合わせ会 : 毎週水曜日 15:40～16:10)

(定例いじめ防止対策会議: 最終週の金曜日の放課後)

(子どもを語る会 : 年三回)

## (3) いじめが疑われる事案が起きた時の対処

### ①組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

### ②全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。情報取得・記録にあたっては、本校様式の聞き取りシートや市様式のいじめ問題指導支援記録簿を活用する。

### ③スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、各関係機関との連携

日頃からスクールソーシャルワーカーやカウンセラー、教育相談課題対応室の相談員、教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働し、いじめの早期解決に努め、事後においても、関係児童のケア等に取り組む。

### ④いじめの解消

i) いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上を目安とする）継続していること。

ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

少なくとも上記の2つの要件が満たされているかを確認し、判断する。なお、いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る。

#### (4) 職員研修の充実

##### ①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。

##### ②校内研修の充実

児童や保護者の思いを十分に理解するための研修や、いじめの定義の周知徹底、いじめの防止、早期発見、適切な対応のための研修会を実施する。

#### (5) 児童会の取組

##### ①児童集会

毎年テーマを設定し、児童集会を行い、全校の前で確認する。

##### ②あいさつ運動

児童会や生活委員会が中心となってあいさつ運動を行い、みんなが「笑顔であいさつ」をしてつながろうと呼びかけている。

##### ③今後の取組予定

- ・運動会等に向け、みんなが仲良く活動できるスローガンを決める。
- ・「困りごとアンケート（仮）」をとり、それを継続する。

### 2 家庭との連携

#### (1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子について、学校便りや学年・学級通信等で伝えるように努め、保護者と学校が一体となった学校づくりを進める。

#### (2) いじめへの対応

児童とともに、保護者用のいじめアンケート（SOSアンケート）を実施し、保護者との連絡をより密にして協力し合いながら、児童の悩みや些細な変化を捉え、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

#### (3) P T A活動の促進

児童の様々な課題等に対して、教職員と保護者が共通認識をもてるように、P T A活動やひびきあい活動を通して、「いじめの未然防止」について考えたり、保護者アンケート等を実施したりする。（インターネットを通じて行われるいじめを含む。）

### 3 地域との協働

#### (1) 学校運営協議会との連携

校長は、本校の学校運営協議会と連携し、いじめ対策にかかる本校の取組や現状を分かりやすく伝え、幅広い意見を求めることにより、本校のこれからの取組内容や方針を決定する。

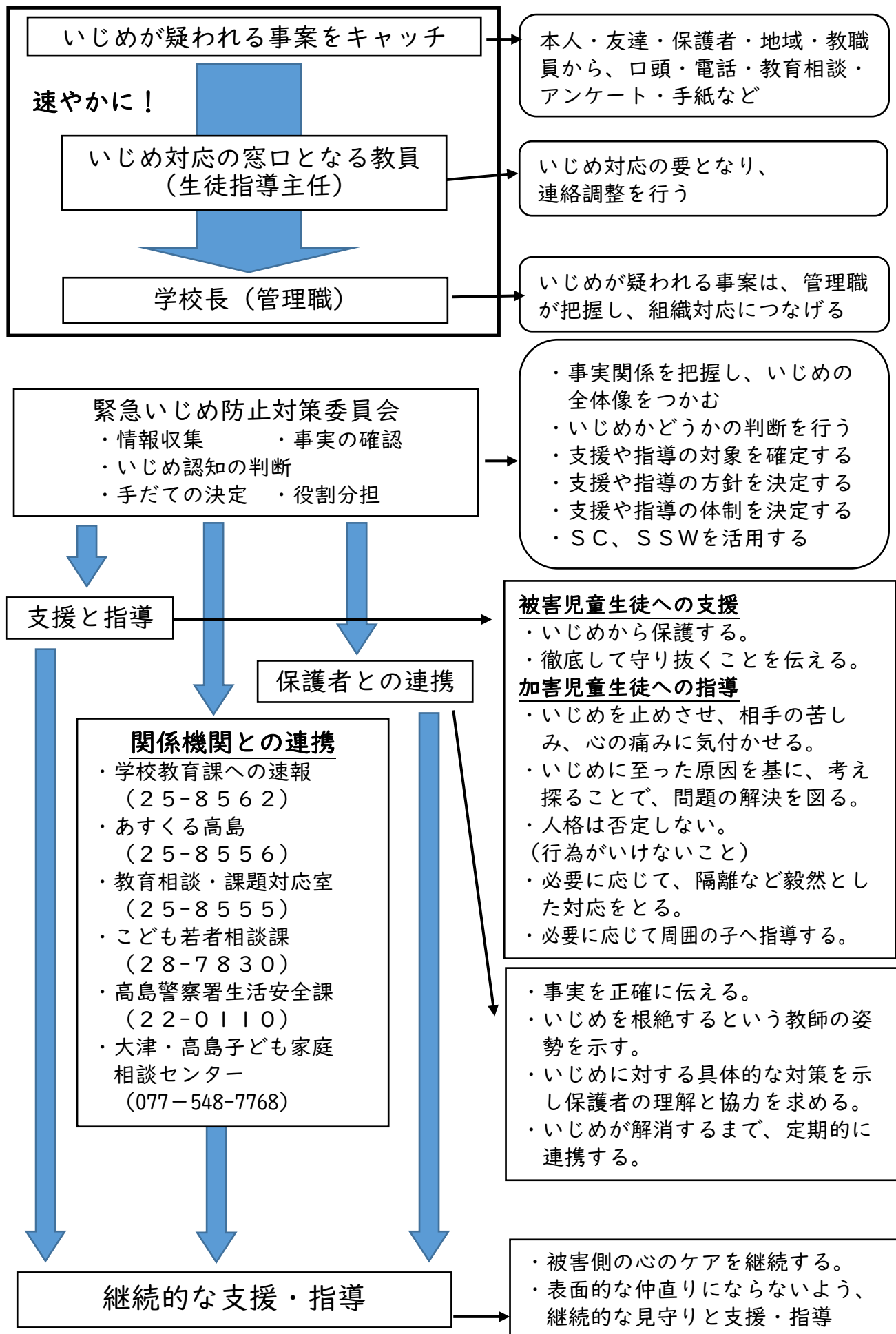
#### (2) 地域への働きかけ

地域に対して、学校の取組や児童の様子について、学校便り等で積極的に伝えるように努め、児童に関する地域の課題について、理解と協力を求める。

また、民生委員・児童委員等との連絡会を設定し、地域における児童の様子について情報交換等を行って共通理解を図り、課題の解決に努める。



#### 4 いじめが疑われる事案が発生した際のフロー図



(別添2) いじめの防止等の対策のための組織 (高島市立安曇小学校)

<いじめ防止対策委員会> 月1回開催

\*\*\*\*\*

■構成

校長、教頭、学年部代表(低・中・高学年・特別支援:各1名)

養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、(SC、SSW)

(事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。)

\*\*\*\*\*

○本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組む場面で、中心的な役割を担う。  
具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等をする中心的な役割
- 2 当事者からのいじめの相談・外部機関への通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いがある案件に関する情報の収集と記録、職員間での共有を行う役割
- 4 いじめの疑いがあるとの情報を得た時、以下の事項の速やかな実施について、組織的な対応をする中心的な役割
  - ・緊急会議の開催等、解決までのスケジュールの決定
  - ・いじめの情報についての迅速な分析と共有
  - ・関係のある児童への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制づくり、対応方針の決定
  - ・関係する児童の保護者、その他の保護者との連携、保護者会の設定等
- 5 いじめの解消に関すること

○ また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

## ストップいじめ行動計画

### 高島市立安曇小学校

わたしたちは、いじめをしない させない 見逃さない

#### 教 員

##### いじめを許さない学校づくり

- 一人ひとりの子どもが大切にされ、互いに認め合える学校づくりをめざし、学校・学年・学級通信で、学校の取組や願いを発信する。
- わかる授業や各種体験活動を通して、自己肯定感、向上心、共感的姿勢、決断力を育む。
- 道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。

##### いじめの防止と早期発見

- いじめの防止と早期発見に向けて、児童・保護者から信頼される体制づくりをする。
- 全教職員が組織的な対応に努め、児童の些細な変化も見逃さず、励まし等の声かけをする。
- 教育相談を工夫し、学期毎のいじめアンケートや教育相談週間の設定等で児童・保護者の声を十分に聴く。

##### 職員研修の充実

- 講師を招聘し、いじめを見抜くことができるよう人権感覚を磨き、児童・保護者の願いに答えられる研修を積む。
- 児童、保護者、地域に信頼される教師を目指して、指導力と見識を身につける。
- 教職員全員が気になる児童一人ひとりについて共通理解をもち、児童全員の指導に当たる。

##### 指導体制の強化

- 「報告・連絡・相談・確認・記録」を常に行い、体制の強化を図り、関係機関との連携を密にする。
- いじめの発見や訴えがあれば直ちに「対策委員会」を開いて組織で対応し、被害者である児童を守りきる。
- いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- 児童各自がいじめを自分の問題とし、解決に向けての具体的な行動がとれるよう指導する。

##### 解決に向けての説明責任

- 被害、加害の保護者には「事実」を報告し、解決に向けて実施した学校側の取組について理解と協力を求め、特に、加害児童・保護者には、被害児童の側の思いを十分に伝える。
- そのいじめ案件がすでに解消されたと見る場合でも、油断せず十分な状況把握に努める。
- 「対策委員会」の判断のもと、状況にあわせて保護者会を開催し、いじめの事実、学校の対応等について説明し、理解と協力を求める。

#### 子ども

##### いじめをしない、やさしい学校

- 丁寧な言葉遣い、やさしい言葉かけをします。
- 相手の気持ちを考えるとともに、自分の思いを伝え、話し合います。
- 誰にでも優しく親切にし、いじめは絶対しません。

##### なかまと取り組む学級活動

- みんな遊びや縦割り活動には進んで参加し、仲良く過ごします。
- みんなで決めたことは自分も守ります。
- 「ありがとう」の輪を広げます。

##### 先生、保護者、みんなに相談

- 「安曇っ子の約束」を守ります。
- 一人で悩まず、先生や家族みんなに相談します。
- 話し手を見て、その話をよく聞きます。

#### 保護者・地域

##### 子どもと向き合う

- 家族の会話を増やし、子どもの気持ちを受け止めます。
- 地域や自治会行事に積極的に参加して子どもたちと顔見知りになります。

##### P T A活動で学ぶ

- 保護者と信頼関係を築き、情報を共有し合えるようにします。
- 活動に積極的に参加し、学校の様子を知り、理解を深め協力します。
- 保護者向けの学習会やひびきあい活動でいじめの予兆や対処法を学習します。

##### 学校と地域で、いじめを解決

- 家庭や地域での児童の様子をお互いに知らせ合い、情報を共有することで、いじめの早期発見に努めます。
- 気になること等がある時は、学校へ相談できるよう信頼関係を築きます。

「ストップいじめ行動計画・年間計画」

| 月      | 教職員・児童生徒の取組や活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | P T A・地域の取組や活動                                                                                          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月     | <input type="checkbox"/> 年度始めの情報交換、指導記録の引継 【新旧担任】<br><input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 【職員会議】<br><input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言 【始業式】<br><input type="checkbox"/> 学級開き、仲間づくり、安心ルールづくり 【学級活動】<br><input type="checkbox"/> スタートアンケート                                                                                                                                                |                                                                                                         |
| 5月     | <input type="checkbox"/> 安曇小 絆を深める取組（児童会）<br><input type="checkbox"/> リーダー会議（代表委員会 縦割活動 等） 【高学年】<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめ第1回アンケート・教育相談<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめに関する保護者アンケート<br><input type="checkbox"/> 情報交換会（1学期） 【子どもを語る会】<br><input type="checkbox"/> たてわり掃除<br><input type="checkbox"/> 運動会（6月）への準備・企画 【高学年】<br><input type="checkbox"/> たてわり遊び | △保護者への説明と啓発（いじめ対策について） 【PTA 総会・保護者会】                                                                    |
| 6月     | <input type="checkbox"/> 運動会を通した集団づくり、異年齢の仲間づくり 【各学年部 縦割】<br><input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見を集約（学校評価） 【生徒指導】<br><input type="checkbox"/> 困りごとアンケート 【児童会】                                                                                                                                                                                                                             | △いじめ撲滅に向けての協議 【各学年 ひびきあい活動】<br><br>△運動会への参加・参観 【PTA 地域の人】                                               |
| 7月     | <input type="checkbox"/> 情報モラル教育（インターネット、携帯等） 【中・高学年】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | いじめ対策についての協議【学校運営協議会】                                                                                   |
| 8月     | <input type="checkbox"/> 1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議 【職員会議・校内研修】<br><input type="checkbox"/> 教職員研修 【子どもを語る会】                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                         |
| 9月     | <input type="checkbox"/> スタートアンケート                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                         |
| 10月    | <input type="checkbox"/> 全校困り事アンケート ～よりよい学校に～ 【児童会】<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめ第2回アンケート・教育相談<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめに関する保護者アンケート<br><input type="checkbox"/> 仲間づくりに向けて「たてわり遊び」等 【児童会】<br><input type="checkbox"/> いのち、性に関する授業（参観） 【各学年】<br><input type="checkbox"/> 情報交換会（2学期） 【子どもを語る会】                                                              | ▲家庭や家族で楽しめる活動の実施 【主催 PTA 研修部】                                                                           |
| 11月    | <input checked="" type="checkbox"/> いじめ撲滅推進活動（人権月間・人権集会） 【人権教育】<br><input type="checkbox"/> 中江藤樹の教えに学ぶ（正義・思いやり） 【道徳教育】                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                         |
| 12月    | <input type="checkbox"/> 児童や保護者の意見を集約（学校評価） 【生徒指導】<br><input type="checkbox"/> 2学期のいじめ対策の反省と3学期の取組の協議 【職員会議・校内研修】                                                                                                                                                                                                                                                                       | いじめ対策についての協議 【学校運営協議会】<br>【学級 PTA】                                                                      |
| 1月     | <input type="checkbox"/> スタートアンケート<br><input type="checkbox"/> 「安曇っ子発表会」の準備・発表（集団づくり） 【学年 学級】                                                                                                                                                                                                                                                                                           | △「安曇っ子発表会」への参加・参観 【PTA 地域の人】                                                                            |
| 2月     | <input checked="" type="checkbox"/> いじめ第3回アンケート・教育相談<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめに関する保護者アンケート<br><input type="checkbox"/> 「いのちを大切に」する講演会 【6年生】                                                                                                                                                                                                                            | ▲いじめに関する PTA の取組（総括） 【年度末 PTA 評議員会】<br>▲3学期の反省と今後の取組についての協議 【学校運営協議会】                                   |
| 3月     | <input type="checkbox"/> 情報交換、指導記録の引継 【保・幼・小連絡会】<br><input type="checkbox"/> 年度末の情報交換、指導記録の引継 【小中連絡会】                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                         |
| 年間を通して | <input type="checkbox"/> 朝のあいさつ運動（強化月間） 【児童会】<br><input checked="" type="checkbox"/> 休み時間・昼休みの校内巡視（毎日） 【職員】<br><input type="checkbox"/> 情報交換会（週1） 【職員打合せ】<br><input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（月1） 【職員】<br><input checked="" type="checkbox"/> いじめをなくすための取組紹介（各学級） 【人権週間】<br><input type="checkbox"/> 学校生活等による啓発 【生徒指導】                                                               | ▲朝のあいさつ 早寝早起き朝ごはん 【家庭】<br>△朝のあいさつ運動（月1回） 【PTA】<br>△授業や休み時間の過ごし方等の参観（学校開放日） 【PTA】<br>△ひびきあい活動（年1回） 【各学年】 |

□：教職員の取組や活動    ○：児童生徒の取組や活動    △：PTA の取組や活動    ◇：地域の取組や活動  
 （特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆ のマークを付ける）